

議員提出第2号議案

島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

1 提案理由

再生可能エネルギーの導入が地球温暖化の防止、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上、地域資源の利活用による新産業の創出及び雇用の拡大に伴う地域の活性化、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化など広範多岐にわたり効用をもたらすことにかんがみ、県民、事業者、県、市町村等が一体となって、その導入について理解を深め、推進を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県は、国、市町村、県民、事業者等と連携し、再生可能エネルギーの導入の推進を総合的に実施する責務を有すること。
- (2) 県は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。
- (3) 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に当たり、地域経済への波及効果に配慮するものとする。
- (4) 県民は、再生可能エネルギーについての学習機会を通じてその理解を深め、日常生活において、その導入に努めるものとする。
- (5) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自主性及び創造性を発揮し、再生可能エネルギーの導入の推進に努めるものとする。
- (6) 県は、再生可能エネルギーの新技术に関する情報収集、導入推進に関する調査研究及びその成果の普及に努めるものとする。
- (7) 県は、エネルギーに関する学習機会の提供及び知識の普及

啓発に努めるものとする。

(8) 県は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画を策定すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。